

社会福祉法人西原村社会福祉協議会

福祉車両貸出事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、普通乗用車を使用することが困難な者に対し、西原村社会福祉協議会が所有する福祉車両を貸し出すことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のために必要となる移動を支援することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 西原村内に住所を有する者
- (2) 高齢又は障がい等により歩行が困難で、車椅子等を使用しなければ外出が困難な者
- (3) 他の交通手段を利用することが困難な者
- (4) 貸出車両の使用に責任を負える者
- (5) その他、会長が特に必要と認めた者

(事業内容)

第3条 事業の内容は、通所介護事業用の福祉車両(送迎車両)を、月曜日から土曜日までの介護事業又は車両の管理に支障がない範囲で利用者へ貸し出すものとする。但し、特別な理由により必要と認められる場合は日曜日及び時間外の貸し出しも行うこととする。

- 2 福祉車両の貸し出しは、1回の申請につき1日以内とし、原則として2日以上にわたる貸し出しは行わない。但し、特段の事情があると会長が認めた場合は、利用者と協議のうえ、必要最小限度の範囲でその期間貸し出すことができる。
- 3 貸出す福祉車両は、普通乗用リフト車(熊本 800 さ 35-25)及び、軽乗用リフト車(熊本 580 よ 96-24)のいずれかとする。
- 4 運転及び介助等の支援は、利用者の指定した運転者及び介助者が行うものとする。また、運転者については、免許取得後1年以上の経験を有する者とする。

(使用目的)

第4条 福祉車両の使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 病院、施設、理美容院等、社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 福祉団体が主催する行事、余暇活動等、社会参加を目的とする外出
- (3) 使用範囲は、特別の事情がある場合を除き、原則村内とする

(利用料)

第5条 利用料は、次のとおりとする。

福祉車両の利用料については、原則として使用した相当分の燃料を補給し返却するものとする。但し、前条第1項第1号に該当する場合は、利用料を免除することができる。

- 3 福祉車両の使用に伴い発生する駐車場代、有料道路等その他の経費については、利用者負担とする。

(利用申請)

第6条 福祉車両を利用しようとする者は、利用希望日の1ヶ月前から3日前までに「福祉車両利用（貸出）申請書」（様式第1号）及び運転者の運転免許証の写しを提出しなければならない。

2 会長は、前項に定める申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、福祉車両利用（貸出）許可証・誓約同意書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（許可の取消し）

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の許可を取り消すことができる。

(1) 災害等の緊急かつやむを得ない事由により、福祉車両を介護事業又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 福祉車両の使用許可を受けた利用者が、当該福祉車両を第4条各号に掲げる用途に使用しないとき。

(3) 突発的な故障等により、修理及び点検が必要な状態となり貸し出しが適当でないと判断されるとき。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 車両を申請目的外に使用しないこと

(2) 車両を第三者へ転貸しないこと

(3) 営利の目的に使用しないこと

(4) 道路交通法等の法令を遵守すること

(5) 申請書に記載された運転者以外の者は運転しないこと

(6) 車両を返却する際は、使用分の燃料を補充し、車両内外の清掃を行い返却すること

(7) 車両は適正に管理し、故障や不具合が生じた場合には、速やかに報告すること

(8) 車両使用中に事故が発生したときは、法令等に基づく処置を適切に行うと共に、速やかに社協に連絡すること。また、その後、福祉車両事故報告書（様式第3号）を提出すること

(9) 上記を含む事項を定めた「車両使用に関する誓約事項」に同意すること  
（損害賠償等）

第9条 車両の利用中に発生した事故に対する補償は、運転者の加入している保険の「他車運転特約」を優先とし、その他の場合は車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び任意保険の範囲内で対応するものとする。

2 保険の対象にならない損害賠償等、その他一切の責任は、すべて利用者が負担するものとし、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 乗降補助装置等の操作誤りによる事故等についても利用者が責任を負うものとする。

（個人情報取り扱い）

第10条 申込みの際に提供された個人情報については、福祉車両貸出業務のみ使用し、第三者への提供はしない。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要項は、令和3年7月1日から施行する。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 福祉車両貸出事業概要 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

普通乗用車を使用することが困難な方に対して、西原村社会福祉協議会が所有する福祉車両を貸し出すことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のために必要となる移動を支援することを目的とします。

車椅子のまま乗降できるリフト付き自動車で、自宅からの通院や外出、買い物やイベント参加などにご利用いただけます。

● 貸出車両

日産キャラバン（普通自動車、AT車、電動リフト付き、定員9名+車椅子2人）

ダイハツタント（軽自動車、AT車、手動スロープ付き、定員3名+車椅子1人）

● 対象者 村内在住で在宅の車椅子使用者及びその家族、またはボランティア

● 貸出期間 1日以内 ※日曜日に利用の場合は利用日前後の日数延長を認める。

● 貸出時間 月曜日から土曜日は、通所介護事業の送迎に支障がない時間帯とする。  
日曜日は、午前8時30分から午後5時30分までの時間帯とする。

● 利用料 利用料は無料、但し燃料費等の実費は利用者の負担とする。

● 運転者 利用者側で確保してください。 ※免許取得後1年以上の方に限る。

● 申請者 利用者本人又は家族等で、車両の使用に責任の負える者

● 利用申請  申請方法 利用希望日の1ヶ月前から3日前までに来所の上、申請書に記入してください。 ※申請者の印鑑と運転者の免許証持参

受付 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

● 注意事項 利用者及び運転者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出を受けた者以外に転貸してはならない。
- (2) 営利の目的に使用してはならない。
- (3) 申請目的外に使用しないこと。
- (4) 運転中は交通法令を遵守すること。
- (5) 事故が発生した場合は速やかに警察及び社会福祉協議会に届け出ること。
- (6) 使用後は清掃のうえ、使用した相当分の燃料を補給して指定場所に返却すること。

【福祉車両利用上の注意】

- 1 福祉車両（以下「車両」という。）は、社会福祉法人西原村社会福祉協議会（以下「社協」という。）が管理する財産です。大切に使用してください。
- 2 使用中は、交通ルールを守り、常に安全運転を心がけてください。また、目的地における駐車場の確保は申請者が行い、他の迷惑にならないようにしてください。
- 3 車両の燃料費は、実費をご負担ください。（満タンにして返却してください。）
- 4 申請者は、利用内容に変更を生じた場合、速やかに社協へ連絡し指示に従ってください。また、車両の他者への転貸、営利を目的とした使用は認めません。
- 5 運転者は、運転免許取得後1年以上の方に限ります。
- 6 車両の返却にあたっては、平日の午前8時30分から午後5時30分までに行ってください。なお、車両の清掃を行い、異常箇所など気づいたことがあれば、社協へ報

告してください。

- 7 事故が発生したときは、法令等に基づく処置を適切に行った後、速やかに社協に連絡し指示に従ってください。
- 8 車両の利用中に発生した事故に対する補償は、運転者の加入している保険の「他車運転特約」を優先とし、その他の場合は車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び任意保険の範囲内とし、保険の対象にならない損害賠償等一切の責任は、すべて申請者で負担していただきます。
- 9 利用申込みにあたり運転者の免許証の写しが必要です。
- 10 上記の内容に同意いただけない場合は、利用を認めません。なお、申込みの際に提供された個人情報は、車両貸出業務のみ使用し、第三者への提供はいたしません。

社会福祉法人西原村社会福祉協議会

〒080-1214 熊本県阿蘇郡西原村小森 572 番地（西原村地域福祉センター内）

電話 096-279-2743 FAX 096-279-4388